



自転車運転される方へ

道路の左側に描かれた

コレ
って
なあに?!



自転車は車道の左側通行が原則!

青矢羽根に沿って、車道を走ろう!

青矢羽根は自転車の通行位置と方向を示しています!

芦屋市 青矢羽根の設置区間



青矢羽根は、自転車の通行位置と方向を明示するだけでなく、自動車ドライバーに対しても車道上の自転車の通行位置を知らせる路面表示です。

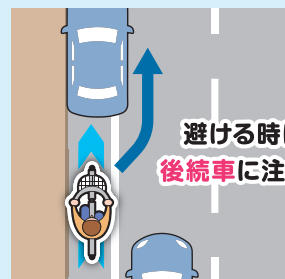
通行する時の主なルール

車道左側の青矢羽根上を通行
逆走は厳禁!

停車車両がいる時は
車道中央側へ避ける



クルマと同じ
左側通行!!



避ける時は
後続車に注意!!

自転車安全利用五則

五則は令和4年に
改正されました!!

詳しくはコチラ



- 1 車道が原則、左側を通行 / 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/bicycle/>

兵庫県道路交通環境安全推進連絡会議

ちゃんと知ってる？ 自転車の交通ルールと罰則 3 選

ルールを破ると
危険だけでなく

“罰金”
もあり得るよ…



3 歩道を通行する場合は 歩行者を優先すべし！



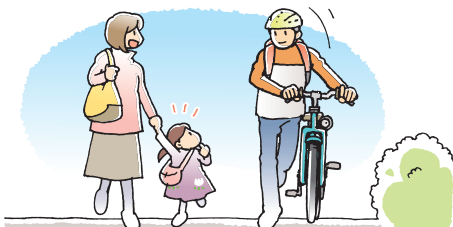
普通自転車等および
歩行者等専用

この標識があれば、
自転車は歩道を通行
してもよい

芦屋市の青矢羽根の設置
区間はこの標識がある
区間です。

※13歳未満・70歳以上・身体の不自由な方や
一時的に歩道の通行がやむを得ない状況の
場合も、自転車は歩道を通行できます。

歩道を通行する場合は、歩行者第一
で、車道側をゆっくり通行しよう！
すぐに一時停止できるように、歩行者
の動きに注意しておこう。



歩行者の通行を妨げてしまったら…
2万円以下の“罰金”等

1 車道を通行する時は クルマ用信号にしたがって 青矢羽根上を通行！

交差点では、クルマ用信号*にしたがって、
横断歩道ではなく、青矢羽根上をその
まま通行しよう！

左折するクルマは、青矢羽根上まで
左寄せするから注意してね！

信号に従わなかったら…

5万円以下の“罰金”等

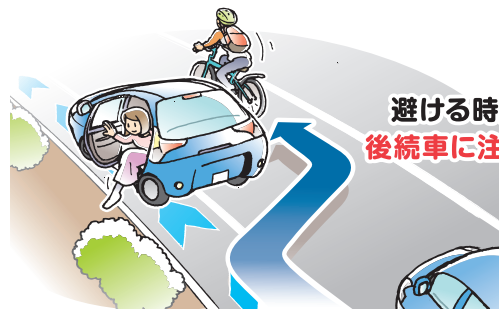
※歩行者・自転車専用標識がある場合は、歩行者用
信号にしたがいましょう。

横断歩道を通行する時は、
歩行者用信号にしたがう！

2 クルマが止まっている時は 車道中央側へ！

青矢羽根には、クルマが停まっている
こともあるよ！

そのときは、後ろを確認して、かっこ
よく右側からかわそう♪



避ける時は
後続車に注意!!

急な進路変更をしてしまうと…
5万円以下の“罰金”等

クルマに抜かれるときは、できるだけ
左側へ寄るのがスマート！



問
合
先



国土交通省 近畿地方整備局
兵庫国道事務所

〒650-0042 神戸市中央区波止場町3-11

☎078-334-1600(代) ホームページ⇒ <https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/>

キマったぜ…!!